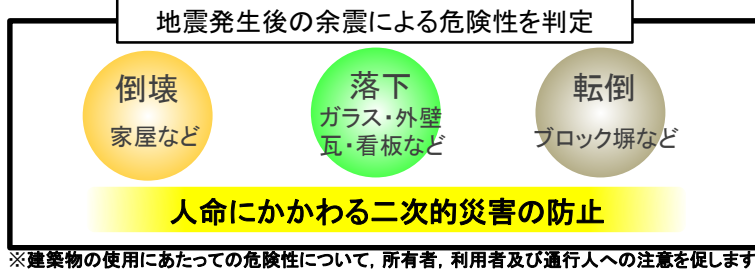


被災建築物応急危険度判定をご存知ですか？

応急危険度判定とは・・・？

発災後、迅速に、地震により被害を受けた建築物を調査し、その後に発生する余震などによる二次的災害を防止することを目的としています。



判定活動にご理解とご協力をお願いします！

“人命にかかわる”という観点から「迅速な」実施が求められます。

- 判定は発災後3日目から1週間程度(10日目まで)で行う予定です。
- 二次被害の防止の観点から、判定区域は被害状況を踏まえて、被害の大きい区域を優先的に行っていきます。
※被害がない区域については、判定を行いません。
- 発災後、支援により他県から多くの判定員が市内に参集し、市内を判定します。(市の職員、市在住・在勤の判定員だけではありません。)
※不審な点がある場合は、登録証の提示を求めています。

応急危険度判定の「応急」とは“緊急”と“暫定”を意味しており、り災証明や恒久的な使用の可否を判定する目的ではありません。

①被災建築物応急危険度判定

(二次災害防止のため)

- ・市町村(応急危険度判定員)による調査・判定
- ・発災後、3日目から7日間程度で実施

地震直後、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止するとともに、被災者がそのまま自宅にいてよいか、避難所へ避難したほうがよいかなどを判断するために調査です。

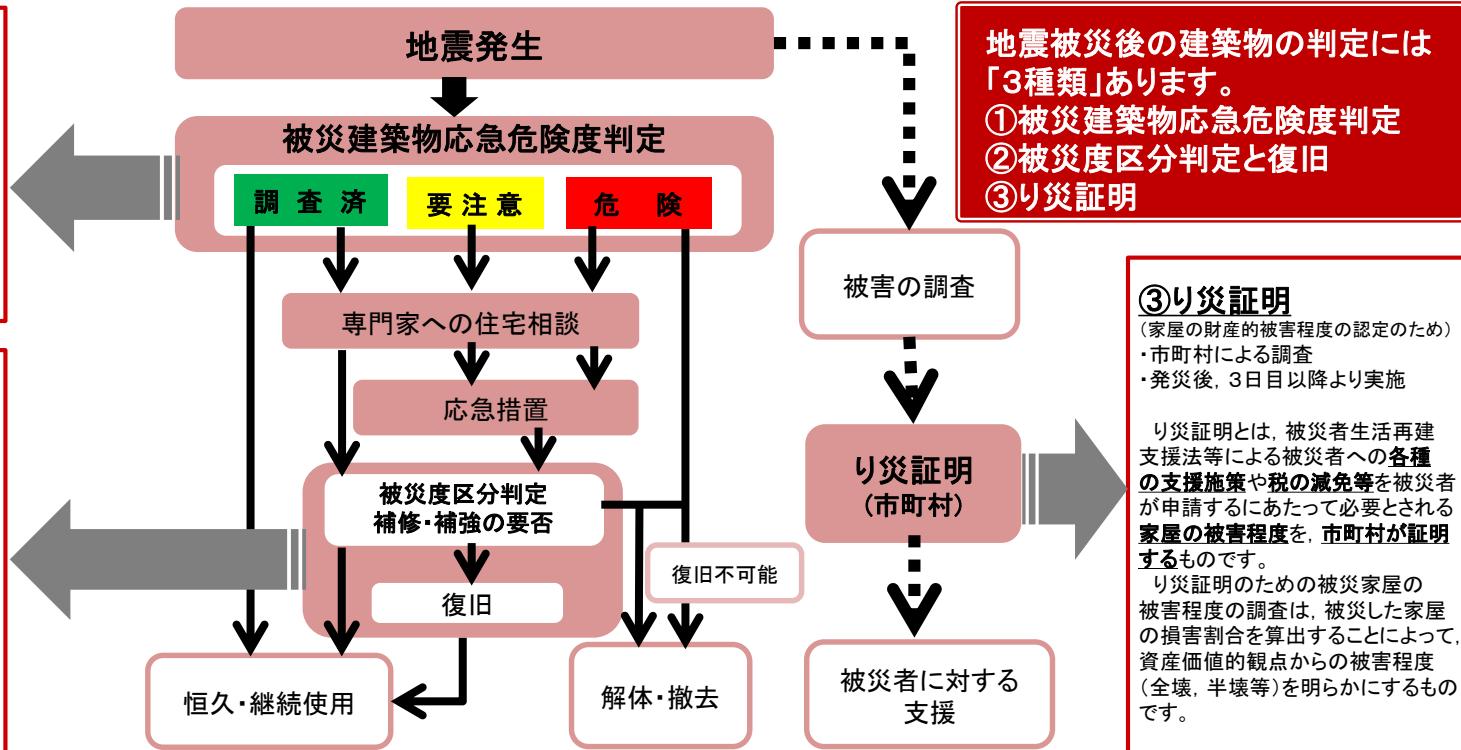
②被災度区分判定と復旧

(被災建築物の復旧のため)

- ・専門家による調査
- ・応急危険度判定後に実施

大地震により被災した建築物の残存耐震性能を把握し、その建築物に引き続き住む、あるいは建築物を使用するため(恒久・継続使用)にどのような補修・補強をしたら良いか建築の専門家が詳細に調べて判定を行い、復旧の方法を決定します。

※判定及び復旧計画の作成には一定の費用がかかります。



被災建築物応急危険度判定の方法について

判定結果はどのように知らされるの？

判定結果は、出入口などの建物の見やすい場所に「**緑**」「**黄**」「**赤**」の判定ステッカーを貼って表示し、所有者、利用者及び通行人に周知します。

被災建築物の判定調査は、主として建築物の外観から目視により建築物及び建築物の基礎、外壁等の部分の沈下、傾斜、破壊等を調査します。

応急危険度判定結果	応急危険度判定結果	応急危険度判定結果
調査済 INSPECTED ◆ この建築物の被災程度は小さいと考えられます ◆ 建築物は使用可能です	要注意 LIMITED ENTRY ◆ この建築物に立ち入る場合は十分注意してください ◆ 応急的に補強する場合には専門家に相談下さい	危険 UNSAFE ◆ この建築物に立ち入ることは危険です ◆ 立ち入る場合は専門家に相談し、応急措置を行っていただく
「調査済」 建築物は使用可能	「要注意」 立ち入りには十分注意すること	「危険」 その建物に立ち入らないこと

応急危険度判定調査表の判定基準に従って建築物等の沈下、傾斜、構造躯体の被害等を調査し、その結果に基づいて建築物等の危険度を次のように判定します。

建築物及び落下転倒危険物の危険度

- ・**調査済**: 「危険」または「要注意」に該当しない場合。
- ・**要注意**: 1つ以上のBランクがある場合には、その建築物を「要注意」と判定。
- ・**危険**: 1つ以上のCランクがある場合には、その建築物を「危険」と判定。

応急危険度判定では、地震による破壊または変形の程度により被害の小さい順にA, B, C の3ランクとしています。

判定ステッカーの色および注記をご確認ください。

➔ 注記には、以下のようなコメントが記載されます。

黄色ステッカーの注記例

- ・建築物の基礎構造の破壊により建築物全体が沈下しており「要注意」です。
- ・外壁に部分的なひび割れがみられるため「要注意」です。

赤色ステッカーの注記例

- ・隣接建築物が倒れ込む危険があります。
- ・屋外看板が落下する危険があります。

どんな人が判定するの？(応急危険度判定員とは？)

都道府県が開催する応急危険度判定に関する講習を受講することにより、**応急危険度判定を行う技術者として都道府県が認定登録している「応急危険度判定員」**が判定を行います。

講習会受講資格

- ・東京都内に在住又は在勤の建築士(建築士法第2条に規定する1級, 2級, 木造建築士)の資格を有する人
- ・東京都内に在住又は在勤の行政職員として、3年以上建築技術に関する実務経験を有する人

☆判定活動は2人1組で行います。

☆判定活動の際はヘルメットの「**応急危険度判定員**」シールや腕章等で**応急危険度判定員であることを明示**しています。

☆「**登録証**」を携帯しています。

※不審な点がある場合は、「登録証」の提示を求めてください。



ヘルメットシール

腕章

応急危険度判定員が携帯する「登録証」

東京都防災ボランティア登録証	
氏名	〇〇 〇〇 昭和〇〇年〇月〇日生
種類	建築物の応急危険度判定
No.	〇〇-〇-〇〇〇〇〇
登録年月日	平成〇〇年〇月〇日
上記の者は、東京都防災ボランティアであることを証明する。 東京都知事	

